

検察庁法改正に反対する意見書

政府が先の国会に提出し、廃案となった検察庁法改正案は、検察官の定年を63歳から65歳に引きあげるとともに、「内閣が定める事由があると認めるとき」は63歳以降も検事長などの役職の延長が認められ、さらに「内閣の定めるところにより」再延長も可能となると規定されており、検察人事に内閣が介入する仕組みが盛り込まれています。

これに対し、検察の独立性を損なうとの国民批判も高まっており、マスコミによる世論調査では改正案に反対が64%と賛成の15%を大きく上回りました。

検察上部の人事に内閣が介入する仕組みをつくることは、三権分立の理念に反するとともに、検察の独立、公平さに対する国民の信頼が大きく揺らぎかねません。

以上のことから、検察庁法改正については、一から議論をし直すよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年6月19日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣